

鹿沼市自治基本条例を考える会設置要綱

(趣旨)

第1条 市民と行政の協働によるまちづくりを推進するための条例（以下「鹿沼市自治基本条例」という。）を策定するために設置する鹿沼市自治基本条例を考える会（以下「考える会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 考える会は、委員をもって組織する。

2 考える会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選出した市民
- (3) 市議会議員

3 前項第2号に規定する者は、別に定めるところにより募集する。

(任期)

第3条 委員の任期は、鹿沼市自治基本条例の策定に係る内容の検討が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 考える会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、考える会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 考える会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 考える会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 考える会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 考える会は、必要があると認めるときには、部会を設置することができる。

(関係人の出席)

第7条 考える会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 考える会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第9条 考える会に、庶務を行うための事務局を置く。

2 事務局は、委員をもって充てる。

3 事務局の補助は、市民部市民活動支援課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営について必要な事項は、会長が考える会の会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成21年8月24日から適用する。